

# 山口県地方史学会会則

第一条 ―― この会は山口県地方史学会と称し、事務局を山口県文書館内に置く。

第二条 ―― この会は山口県を中心とする地方史の総合的研究を推進し、その発展を図ることを目的とする。

第三条 ―― この会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 一、研究発表会臨時研究会等の開催
- 二、文献資料の調査研究紹介並びに公刊
- 三、展覧会講習会及び講演会の開催
- 四、中央並びに地方の関係学会との連絡
- 五、機関誌研究報告等の刊行
- 六、その他必要とする事項

第四条 ―― この会は第二条の目的に賛同する者を以て組織する。

第五条 ―― この会は事業を推進するため、必要に応じ地方毎に支部を設けることが出来る。

第六条 ―― この会は次の役員を置く。会長一名、副会長二名、参与二名、理事若干名、幹事若干名、監査二名

第七条 ―― この会に名誉会長、顧問を置くことが出来る。

第八条 ―― 会長、副会長、監査は理事会において選考し、総会において決定する。参与は山口県文書館長をもって充てる。

理事は別に定める選挙規程に基づいて会員が選挙する。幹事は理事会が委嘱する。

第九条 ―― 役員は三年とし、新役員が決定されるまでは現役員がその職務を行なう。但し、再選を妨げない。

一、会長は本会を代表し、会務を総理する。

二、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその会務を代行する。参与は会務に参画する。

三、理事は理事会を構成し、会務を処理する。

四、幹事は幹事会を構成し、事務を処理する。

五、監査は会計の監査及び理事選挙の管理に当たる。

第十条 ―― この会は必要に応じ専門委員会を設けることが出来る。専門委員は理事会が委嘱する。専門委員会は理事会から委任された会務を処理し、その結果を理事会に報告する。

第十一条 ―― この会の会費は年額二千円とする。

第十二条 ―― この会の経費は会費及びその他の収入による。

第十三条 ―― この会の会計年度は四月一日から三月三十一日までとし、その予算・決算は総会において決定・承認する。

第十四条 ―― 総会は毎年一回定期に開く。但し、必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。

第十五条 ―― 総会は役員を選出又は承認し、会則の変更その他重要事項を審議決定する。

第十六条 ―― 事務局は会の事務を処理する。

一、事務局には次の職員を置く。事務局長一名、局員若干名。

二、事務局長は会長の命を受けて会務を処理する。

三、局員は事務局長の命を受けて事務を司る。

(昭和二十八年十月施行、四十一年六月、四十四年六月、四十九年六月、五十四年六月、五十六年十一月、五十八年十月、平成八年六月、平成二十年六月それぞれ一部改定)